

第1章 プロローグ～具体的事例で とらえる現代的な循環取引

I	循環取引の現代的な潮流	2
1	「伝統的な循環取引」と「現代的な循環取引」	2
2	JDC 信託における循環取引の発覚から顛末まで	4
(1)	設立～業務改善命令	4
(2)	循環取引の発覚～上場廃止	5
	〔コラム〕 JDC 信託の IR/8	
3	外部調査報告書にみる JDC 信託の循環取引	12
(1)	循環取引の態様	12
(2)	循環取引の原因	14
4	平成22年度課徴金事例集にみる JDC 信託の循環取引	17
(1)	具体的な虚偽記載の態様	18
(2)	全体スキーム	19
	〔図1〕 JDC 信託による循環取引の全体スキーム/20	
5	循環取引をめぐる法的問題点の概要	21
II	最近の循環取引事例の特徴	22
1	上場企業における不正な財務報告の発生状況	22
2	最近の循環取引の特徴	23

第2章 循環取引の構造、諸相・類型および特徴

I	循環取引の意義——循環取引とは何か	28
1	循環取引の定義	28
2	循環取引の定義に関連した留意点	30
3	なぜ介入取引が使われるか	33
II	循環取引の諸相・類型	34
1	第三者委員会報告書等に見る循環取引の諸相	34
(1)	目的物が存在せず、引渡しを伴わない取引	35
	〔図2〕 目的物が存在せず、引渡しを伴わない取引／35	
(2)	目的物は存在し引渡しも伴うが、目的物が売買代金と対価的関係にはない（代金とつり合っていない）取引	36
	〔図3〕 目的物は存在し引渡しも伴うが、目的物が売買代金と対価的關係にはない取引／36	
(3)	実取引と架空取引を組み合わせた取引	36
	〔図4〕 実取引と架空取引を組み合わせた取引／37	
(4)	目的物に同一性がない取引（その1）	37
	〔図5〕 目的物に同一性がない取引（その1）／38	
(5)	目的物に同一性がない取引（その2）	38
	〔図6〕 目的物に同一性がない取引（その2）／38	
(6)	同一でない契約形態による取引	39
	〔図7〕 同一でない契約形態による取引／39	
(7)	当初売主≒最終買主となる実質的な循環取引	39
	〔図8〕 当初売主≒最終買主となる実質的な循環取引（その1）／40	
	〔図9〕 当初売主≒最終買主となる実質的な循環取引（その2）／41	
(8)	往復取引——二者間の循環取引	41

目次

〔図10〕 往復取引——二者間の循環取引／43	
(9) 検 討	43
〔図11〕 循環取引の範疇／44	
2 循環取引につながりやすい取引類型	44
(1) 備蓄取引	45
(ア) 概 要／45	
(イ) 具体例／45	
(2) 業転取引	47
(ア) 概 要／47	
〔図12〕 業転取引／48	
(イ) 具体例／48	
(3) 仲間取引（紹介取引）	49
(ア) 概 要／49	
(イ) 具体例／51	
(4) 在庫融資・売戻条件付き在庫買上取引	52
(ア) 概 要／52	
(イ) 具体例／52	
(5) 遠隔地取引、ノンコア事業に係る取引	52
3 循環取引の原因・動機	54
(1) 概 要	54
(2) 経営者関与型	55
(3) 事業部門責任者等関与型	56
(4) 検 討	57
4 循環取引の関与者の属性	58
(1) 概 要	58
(2) 会計不正行為の9類型	59
〔図13〕 会計不正行為の特徴と9類型／59	
5 循環取引の目的物	60

6	循環取引に関する当事者の認識および属性	61
(1)	全当事者認識・合意型	61
	〔図14〕 全当事者認識・合意型の取引／62	
(2)	一部当事者不認識型	62
	〔図15〕 一部当事者不認識型の取引／64	
(3)	途中で循環取引であることを知りつつ取引を継続する類型	64
7	循環取引が企業経営や財務報告にもたらす重大な影響	65
(1)	概要	65
(2)	計算書類・開示書類の訂正	66
(3)	金商法上の開示書類の訂正および訂正に係る問題	66
(4)	情報開示規制違反に対する金商法上の各種のエンフォースメント	67
(5)	取引所規則・上場規程による措置	68
(6)	首謀者の刑事罰や賠償責任	68
(7)	金融機関との融資等契約	68
(8)	循環取引の参加者が負うリスク	69
(9)	小括	69
III	循環取引の特徴	70
1	取引の内容・条件に関する特徴	71
2	取引の態様に関する特徴	75
3	与信債権管理等の観点における特徴	82
4	財務分析視点での特徴	86
(1)	売上高にみられる特徴	86
(2)	売上債権にみられる特徴	87
(3)	買掛金にみられる特徴	88
(4)	資産勘定科目にみられる特徴	89
(5)	生産・事業計画と実績の対比にみられる特徴	90
(6)	各種利益率における特徴	90
(7)	回転期間等における特徴	91

(8) 雑勘定における特徴	91
(9) 棚卸評価損その他における特徴	92
(10) 特別損失における特徴	92
5 類型的に循環取引の危険性がある取引	92
(1) 社会通念上一体視される企業が当事者に参加している取引	92
(2) 商品の製造から取引先への引渡し・検収と取引先による代金 決済およびこれによる売上金の認識・計上までの過程で通常と 異なる要素が認められる取引	93
(3) その他の取引	95
6 その他の特徴	97

第3章 循環取引をめぐる法的紛争と責任

I 総説	102
1 法的紛争が生起する発端	102
2 契約当事者間の法律関係をめぐる紛争の争点	103
(1) 概要	103
(2) Xの法的主張	104
(3) Yの法的主張	105
3 直接の契約関係に立たない当事者間の法律関係をめぐる紛争 における争点	107
4 担当者の代表・代理権限（無権限・権限逸脱行為）	107
5 循環取引の範囲——「最初の売主＝最終の買主である取引」 はすべて循環取引か	110
(1) 問題の所在	110
(2) 裁判例の分析	112

(3) 検 討	112
<表 1> 実需の取引、等価的關係／114	
II 契約関係にある当事者間の法律関係をめぐる争点	114
1 介入取引の法的性質	114
(1) 問題の所在	114
(2) 裁判例の分析	115
(3) 検 討	116
2 売買契約の成立・有効性——目的物の不存在	119
(1) 問題の所在	119
(2) 裁判例の分析	119
(3) 検 討	120
3 実需の取引——「目的物が存在し引渡しを予定する取引」と の關係	125
(1) 問題の所在	125
(2) 実需の取引に関する裁判例	125
(3) 金融取引に関する裁判例	127
(4) 検討——実需の取引に該当するか否かの区別基準	128
<表 2> 実需取引、非実需取引／131	
4 引渡義務（引渡欠缺を理由とする契約の解除・同時履行の抗 弁権）	132
(1) 問題の所在	132
(2) 裁判例の分析	133
(ア) 引渡義務を前提としない裁判例／133	
(イ) 引渡義務を前提とする裁判例／133	
(3) 検 討	138
(ア) 概 要／138	
(イ) 介入取引に関する信義則による判断枠組み／140	
(ウ) 循環取引に関する信義則による判断枠組み／141	

(ニ) 拡張された信義則による判断枠組み／145	
5 錯誤無効（契約の有効要件が争われる局面での主要争点）	147
(1) 問題の所在	147
(2) 裁判例の分析	148
(3) 検討	151
6 通謀虚偽表示・詐欺取消し・公序良俗違反	158
(1) 問題の所在	158
(2) 裁判例の分析および検討	158
(ア) 通謀虚偽表示による無効／158	
(イ) 詐欺取消し／159	
(ウ) 公序良俗違反／161	
7 目的物の引渡しに関する争点と契約の有効性に関する争点に 共通して適用される判断枠組み	162
8 検査通知義務（商法526条）	163
(1) 問題の所在	163
(2) 裁判例の分析	163
(3) 検討	164
9 循環取引（目的物の存在および引渡しを重視しない取引）で あることについての認識	165
(1) 問題の所在	165
(ア) 概要／165	
(イ) 悪意の判断の基準となる者／166	
(ウ) 悪意の判断基準時／167	
(2) 裁判例の分析	168
(ア) 当事者の悪意を認定した事例／168	
(イ) 当事者の悪意を認定しなかった事例／173	
(3) 検討(1)——循環取引であることを認識していたか否かを認定す る諸事情	176

(ア) 概要	176
(イ) 取引の内容に関する事情	178
(ウ) 取引の態様に関する事情	179
(エ) 与信債権管理等の観点における事情	181
(オ) その他の事情	182
(カ) 小括	184
(4) 検討(2)——循環取引と認識していたとは認定していない裁判例	184
III 直接の契約関係にない当事者間における損失分担をめぐる争い	192
1 循環取引の債権債務処理にかかわる暗黙のルール——法的紛争にならない場合どのように処理されてきたのか	192
〔図16〕 循環取引の債権債務処理	194
2 法的紛争になる場合の問題の所在	195
3 裁判例の分析	196
4 検討	201
(1) 損失分担を認める法的構成	201
(2) 会社法350条に基づく会社の責任	202
(3) 使用者責任（民法715条）に基づく責任	205
5 過失相殺・損益相殺	208
(1) 過失相殺	208
(2) 損益相殺	210
(3) 過失相殺と損益相殺の順序	211
IV 会社および取締役等の責任	211
1 総説	211
(1) 会社法上の任務懈怠責任	212
(2) 会社法上の不実開示に関する責任	212
(3) 金商法上の一般不法行為責任の特則	213
(4) 金商法上の重要事項についての虚偽記載に関する責任	214

目次

(5) 小 括	214
2 法令遵守体制（内部統制システム）構築義務	215
(1) 概 要	215
(2) 裁判例	216
3 監視・監督義務およびグループ会社に対する監督責任	219
(1) 監視・監督義務	219
(2) 子会社に対する親会社取締役の任務懈怠責任	221
4 不正調査実施義務（Red Flags 対処義務）	223
(1) 概 要	223
(2) 裁判例	225
5 不正会計の状況に対する是正措置	229
V 関与者の刑事責任	232
1 循環取引で問題となりうる刑事罰	232
(1) 概 要	232
(2) 特別背任罪	232
(3) 詐欺罪	234
(4) 違法配当罪	235
(5) 虚偽有価証券届出書提出罪、虚偽有価証券報告書等提出罪	236
(6) 会計監査人の刑事責任	238
2 循環取引の関与者に対する刑事責任の追及の方針決定	239
❖ 循環取引をめぐる裁判例一覧／241	

第4章 循環取引の発見方法・防止策

I 循環取引の発見方法	248
1 基本的視点	248

2	財務分析による発見方法	249
	〈表3〉 勘定科目と不正会計処理の関係／250	
(1)	売上高	250
(2)	売上債権	252
(3)	棚卸資産	257
(4)	仕入債務	263
(5)	無形固定資産	264
(6)	総資産	265
(7)	各種利益率	265
(8)	雑勘定	266
(9)	特別損失	267
(10)	その他	267
3	与信債権管理による発見方法	268
4	重点モニタリングによる発見方法	273
(1)	社会通念上一体視される企業、親子会社・同一資本系列にある 会社が一連の取引の中で当事者になっている取引	273
(2)	非定型取引	274
(3)	本社の監視・統制が比較的手薄になりがちな部門・場所で配置 転換や職務異動が長年行われていない部門等における取引	276
(4)	関連会社等に対する取引で、関連会社等が親会社との間で行う 同一または類似の取引	276
(5)	企業の信用力を利用した取引	276
(6)	介入する合理性について説明が困難な介入取引	277
(7)	事業内容と関連しない取引	278
(8)	取引規模・取引量等に異常性のある取引	278
(9)	複雑な取引スキームを用いる取引	278
(10)	監査等による指摘に従った修正処理や改善等が行われない取引	279
5	取引内容・条件に着目した発見方法	279

目次

(1) 異例な取引条件	280
(2) 商品の単価、取引の金額・量	280
(3) 本来の事業・業務との関連性	281
(4) 取引の期間	281
(5) 代金決済の期間	282
6 契約書・契約関係書類に着目した発見方法	282
(1) 契約書・契約関係書類の未作成	282
(2) 契約書・契約関係書類の異常性	283
(3) 入金先・入金態様	285
7 定期的な人事ローテーション等による発見方法	286
8 不正行為者にみられる兆候による発見方法	287
9 内部通報制度の活用による発見方法	288
II 循環取引の防止策	290
1 基本的視点	290
2 「統制環境」系の防止策	293
(1) 企業行動憲章、コンプライアンス経営規範等の策定・周知徹底	293
(2) 財務・会計的知見を有する社外取締役・社外監査役の起用・活用	295
(3) 規範・規程等違反に対する懲罰規程・基準の整備・明確化	295
(4) 実効性のあるコンプライアンス研修・教育の実施等	297
(5) 経営会議・取締役会等での情報の共有	299
(6) 取締役と内部監査部門・監査役との連携	299
(7) 取締役と会計監査人との連携・協議	300
(8) 売上至上主義との決別	301
3 「統制活動」系の防止策	302
(1) 定期的な人事ローテーション	302
(2) 権限分離	306
(3) 審査部門の設置	307
(4) 権限分掌規程・社内決裁権限規程等の見直し	307

(5) グループ会社管理規程の制定・見直し	309
(6) 仕入先・外注先に対する与信管理規程の設定・見直し	309
(7) 特別管理・重点管理の対象とする取引に関する基準等の設定	310
(8) 業務フローの中で他部門を関与させる仕組みの構築	311
(9) 在庫管理に関する規程の整備・運用	311
(10) IT業務統制の整備	312
(11) その他	313
4 「不正リスクの評価・対応」系の防止策	314
(1) 経理部門における適正な財務報告に対するリスク認識	314
(2) リスク管理委員会によるリスクの定期的な見直し	314
(3) 事業部門別財務諸表における異常値の検出	314
(4) 重点的モニタリングによるリスクの識別、対応策の整備	315
(5) 重要取引先との関係の適正性についての継続的な検証	316
5 情報収集・伝達体制の拡充による防止策	317
(1) 内部通報制度の整備・周知徹底等	317
ア) 通報者の範囲	318
イ) 通報の義務づけ	319
ウ) 通報窓口	319
エ) 匿名通報の受け付け	320
オ) 通報手段・方法の多様性	321
カ) 通報事実の範囲・程度	322
キ) 通報者の保護の徹底	322
ク) リーニエンシー制度の検討	323
(2) 外部通報制度の設立	324
(3) 不正実行者からの聴き取り・知見の活用	324
(4) 適時開示体制の整備・強化	324
6 モニタリング系の防止策	324
(1) グループ全体での統一管理システムの導入等	324

(2) 業務委託先の内部統制の有効性評価の実施	325
(3) 各部署・支店内におけるモニタリングの実施	325
(4) 内部監査の機能強化・フォローアップ監査	325
(5) 監査体制の拡充等	326
(6) 監査役によるモニタリングの実施	327
(7) データ分析によるモニタリング、不正リスクマネジメントプログラム の導入・活用等	328

第5章 循環取引が発覚した場合の初期対応

I 循環取引が発覚した場合に対応を迫られる諸問題	332
〔図17〕 企業を取り巻く基本的な関係	332
1 会社法・金商法上の問題点	333
(1) 有価証券報告書等の訂正	333
(2) 会社法上の計算書類の訂正および訂正に係る問題	335
2 取引所に対する対応策	336
(1) 適時開示の規律と当初開示の時期・内容等	337
(2) 改善報告書	339
(3) 特設注意市場銘柄	340
(4) 有価証券報告書・四半期報告書の提出遅延の回避	341
(5) 重大な虚偽記載の認定・上場廃止等への対応策	342
3 監査人・監査役との連携・協力	342
(1) 監査人との連携・協力	342
(2) 監査役との連携・協力	344
4 市場監視当局による調査等への協力等	345
(1) 虚偽記載に対する監視委員会による調査	345

(2) 課徴金調査の開始と被調査企業としての対応	346
(3) 課徴金納付命令に対する方針決定と留意点	347
5 証券市場（投資者）、株主その他のステークホルダーに対する説明責任	348
(1) 弁護士法違反の回避	349
(2) 子会社の属性	349
(3) 株主平等原則との関係	351
II 取引所による虚偽記載の調査等	351
1 虚偽記載審査の公表の趣旨・概要	351
2 上場廃止事由としての虚偽記載	353
III 初動的対応としての事前調査	355
1 初動的対応の重要性	355
2 社内調査委員会と第三者委員会の立ち上げ	355
(1) 危機管理対応窓口の設置	355
(2) 社内調査委員会と第三者委員会の設置・調査	356
(3) 社内調査委員会と第三者委員会の機能分担	359
3 循環取引性の確認——チェックリスト	360
4 調査対象となる取引や事業年度の絞り込み	361
5 循環取引にかかわる資料の収集・保全	362
(1) 収集・保全する関係資料の範囲の画定	362
(2) 非デジタル（紙ベース）の資料	364
(3) サーバー・パソコンに保存されたデータ	366
(4) 携帯電話に保存されたデータ	370
6 調査開始時の社内通知	371
7 インサイダー取引規制にかかわる案件対応および情報管理	371
8 調査期間中の調査対象者の取扱い	372
(1) 従業員	372
(2) 役員	374

9	ヒアリング	375
(1)	ヒアリング実施までの準備	375
(2)	ヒアリングに際しての留意点	375
10	本格的な調査への橋渡し	377
IV	マスコミ対応	378
1	基本的視点	378
2	初回公表までの準備、公表の時期・方法	379
3	ポジションペーパー等の作成	380
4	記者会見の事前準備	382
5	記者会見での現場対応	383

第6章 エピローグ～企業統治・コンプライアンス態勢の確立に向けて

I	跡を絶たない不正会計	388
II	不正会計の防止に向けた基本的な方針	391
III	監督機関の監督機能を確保する仕組みの構築・運用	392
IV	監査人による不正の発見 ——「期待ギャップ」の再構築と監査人の役割	393
V	IT 全般統制	395
VI	共犯者の処罰	396
VII	コンプライアンス態勢の整備	398
VIII	おわりに	398

・事項索引／401

・著者略歴／408